

株式会社丸屋本社 行動計画

仕事と子育て及び家庭生活を両立させることができ、社員が働きやすい環境をつくることによって、社員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年2月1日～平成32年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業制度などの周知及び情報提供を行う

<対策>

- 平成29年2月～ 育児支援の諸制度の利用者及び管理者に対する制度内容の理解促進を行う
- 平成29年5月～ 定期的な育児支援や諸制度の周知を行う

目標2：所定外労働時間の削減へ向け業務改善を行う

<対策>

- 平成29年2月～ 所定外労働時間の明確化と原因の分析等を行う
- 平成29年8月～ 業務改善と効率UPを図り所定外労働時間の削減を行う

目標3：年次有給休暇の取得推進を図り、全社員の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成29年2月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成29年4月～ 社員に年間5日以上年次有給休暇を取得するよう開示
- 平成29年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成29年6月～ 定期的な年次有給休暇取得の促進活動